

渋川市監査委員公告第8号

令和5年6月5日付けで提出された渋川市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年8月4日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 田 邊 寛 治

渋川市職員措置請求監査決定

第1 請求人 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 ●●●●

第2 請求内容

請求人が提出した渋川市職員措置請求書の請求の要旨について、原文をそのまま掲載した。

また、事実証明書については、添付を省略した。

本件公金の支出について責任を有する者に関する措置請求の要旨

本件公金の支出について責任を有する者は、令和4年度に渋川市津久田第三自治会へ交付した「渋川市コミュニティ広場等整備補助金」について、その交付要領に基づかない補助金を交付したこと。

同交付要綱第5条によると、補助金対象経費が書かれているが、同自治会が申請を行った申請は、同自治館の看板費用であり、同交付要綱の要件を満たしていない。

同交付要綱の趣旨は広場等の設備への補助金で、看板の補助金は要件を満たしていないにもかかわらず、市は要綱にそぐわない申請書を受理し、補助金を支出した。

同行為は、市が不必要な支出を行い、市の被った損害の補充を求めます。

事実証明書 令和4年度津久田第三自治会収支決算書

第3 請求の受理

本件請求は令和5年6月5日に提起され、監査委員は、同月9日に要件審査を行い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備していると認められたので受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

津久田第三自治会に対する令和4年度渋川市コミュニティ広場等整備補助金（以下「本件補助金」という。）の交付事務

2 監査対象部局

本件請求に係る事務を所管している次の部局を監査の対象とした。
市民環境部市民協働推進課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和5年7月5日に請求人に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し陳述がなされた。

また、請求人から新たな証拠の提出がなされた。

なお、新たな証拠の添付は省略した。

4 資料の提出及び関係職員からの事情聴取

市長に対し監査対象事項に係る次の資料の提出を求め、関係書類の調査を行うとともに、関係職員に対し事情聴取を行った。

(1) 本件補助金交付に係る関係簿冊その他関係書類一式（原本、支出負担行為伺書、支出命令書含む）

また、関係職員へ事情聴取したところによれば、提出されたもののほかに資料等はないとのことである。

5 現地調査

監査委員は令和5年7月27日に現地を調査した。

第5 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

1 監査委員が確認した事実

(1) 補助金交付に関する規則等

ア 渋川市補助金等交付規則（平成18年2月20日規則第45号）（以下「市規則」という。）

イ コミュニティ広場等整備補助金交付要綱（令和4年3月28日一部改正、令和4年4月1日施行）（以下「要綱」という。）

(2) コミュニティ広場等整備補助金の設立経緯等

職員から事情を聴取したところでは、次のとおりであった。

ア 従前、コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設の建設に要する経費については補助金が存在していたが、広場等の外構整備に要する経費に対しての補助金はなかったため、令和2年4月1日より施行の標記補助金を設立した。

イ 運用していく中で、より活用しやすい補助金としていくために、要綱を

拡充していくつもりであった。

ウ これまでの要綱を整理し、補助金の交付手続等を定めた令和5年度渋川市コミュニティ広場等整備事業補助金交付要領には、看板等の工事に要する経費も対象となる旨を明記した。

(3) 予算措置について

職員からの事情を聴取したところでは、次のとおりであった。

ア コミュニティ広場等整備補助金は、原則として令和3年度中に自治会からの予算措置要望を受け、令和4年度予算措置をして交付しているが、本件補助金については、令和3年度中に要望はなかったものの、看板の老朽化具合を勘案し、緊急対応分として交付した。

(4) 所管課における補助金交付事務等

ア 補助金等交付申請

(ア) 申請書收受 令和4年6月7日

(イ) 申請者 津久田第三自治会 会長

(ウ) 事業等の名称 コミュニティ広場等整備事業

(エ) 事業概要 津久田第三自治会館袖看板設置

(オ) 施設の名称 津久田第三自治会館

(補助金等交付申請書添付書類から転記)

(カ) 申請理由 津久田第三自治会の案内看板が旧自治会名であり、老朽化により風雨による破損があるため緊急に設置したいが、資金が乏しく自己資金だけでは設置が難しいため補助金の交付を受けたい。

(補助金等交付申請書添付書類から転記)

(キ) 総事業費 451,000円

(ク) 補助金額 205,000円

(ケ) 事業期間 令和4年7月1日から同年9月30日まで

イ 補助金等交付決定

(ア) 執行伺い 令和4年6月7日 (部長専決/同日専決)

(イ) 交付決定額 205,000円

(ウ) 交付決定通知 令和4年6月7日

(エ) 負担行為伺書 令和4年6月7日 (部長専決/同日専決)

ウ 補助事業等完了実績報告

(ア) 報告書收受 令和4年7月19日

(イ) 報告者 津久田第三自治会 会長

- (ウ) 事業等の名称 コミュニティ広場等整備事業
- (エ) 事業概要 津久田第三自治会館看板設置
- (オ) 施設の名称 津久田第三自治会館

(補助事業等完了実績報告書添付書類から転記)

- (カ) コミュニティ広場等の管理運営確認書の記載事項

この補助金により整備された広場等の管理運営については、下記のとおりであると共に、今後10年間は、継続して利用することを確認します。

(補助事業等完了実績報告書添付書類から転記)

- (キ) 総事業費 451,000円
- (ク) 補助金額 205,000円
- (ケ) 事業期間 令和4年7月5日から同年7月15日まで

エ 補助金等確定

- (ア) 確定伺い 令和4年7月19日 (部長専決/同日専決)
- (イ) 確定通知 令和4年7月19日
- (ウ) 確定補助金額 205,000円
- (エ) 返還金額 0円

オ 補助金精算払申請

- (ア) 申請日 令和4年7月19日
- (イ) 精算払申請額 205,000円
- (ウ) 支払日 令和4年8月5日

2 監査委員の判断

請求人は、自治会館の看板整備費用に対し補助金を交付していることは、補助対象経費の要件を満たしておらず、市が不要な支出を行ったのであるから、市の被った損害の補充を求めると主張する。

はじめに、要綱の位置付けを確認する。

法第232条の2によれば、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。また、市規則第3条において、補助金等は、補助事業等が真に市民福祉の増進のために必要な事務又は事業であって、補助事業等が補助金等の交付に相当であると認められるもの限り交付するものとする、と規定している。さらに第17条で、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしていることから、この要綱を定め、補助事務等の具体的な指針としているものと解する。

要綱第5条において補助対象経費が4項目列記されているが、この中には看

板整備にかかる費用に関しては明記されていない。

具体的には、4項目の表現及び列記の仕方から、第1項は、土地の造成等の類に係る経費、第2項は、土地の境界等を明確にするために設置する工作物の類に係る経費、第3項は、トイレ設置やそれに付随する給排水設備工事の類に係る経費、第4項は照明灯設置やそれに付随する電気設備工事の類に係る経費であると考えられる。

設置された看板は、「津久田第三自治会館」と記載されているだけであり、実態としては自治会館を案内するための看板整備にすぎず、要綱第5条の4項目には当てはまらないため、補助金の対象とはいえない。

市は、本補助金を設立した際に、建物本体以外の外構整備を補助対象にする意図があり、看板整備は補助金の趣旨に合致していると主張するが、作成された要綱を第三者が客観的に読むと、第5条に規定した補助対象経費に看板整備が含まれると読み取ることができない。第5条が規定されている意義を考えれば、補助対象経費として規定のないものに対し補助金を交付することはできない。

したがって、本件看板整備に本補助金を交付したことは不当であると判断する。

3 結論

以上によれば、本件請求については理由があると認められるので、法第242条第5項の規定により、次のとおり勧告する。

4 勧告

市長は、津久田第三自治会に対し、令和4年度渋川市コミュニティ広場等整備補助金20万5千円の返還を命ずること。

なお、本勧告に対する措置の期限は、令和5年10月3日までとし、法第242条第9項の規定により措置期限までに講じた措置の状況については、令和5年10月10日までに監査委員に通知されたい。

第6 意見

今回の監査を行う中で、次のとおり事務処理上の不備が見受けられたので、次のとおり意見を述べる。

- 1 補助金交付決定にあたり、申請内容が適正であると判断した具体的な理由が起案文書に記録されていなかった。今後は、各種補助金の交付審査にあたり、

規則や要綱の中で補助対象としてどのように規定されているのか確認するとともに、判断理由を文書として残されたい。

- 2 予算について、緊急対応分として交付決定しているが、緊急と判断した理由が文書として記録されていなかった。本補助事業は、原則として、前年度に各自治会から予算要望を受け、予算化された対象について補助金が交付されている。例外的な判断をしたのであるから、どのような緊急性があったのかを明示しておくべきである。
- 3 要綱第7条には、補助金の交付申請時に、「整備を予定している広場等の現況写真を添えて」とあるが、写真の添付がなかった。

○コミュニティ広場等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、コミュニティづくりを推進するため、地域住民が行うコミュニティ広場等の整備を行う団体に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「コミュニティ広場等」とは、自治会等が各種の催物等の活動の場として地域住民及び各種グループ等の利用に供するための広場及び敷地をいう。

(補助対象団体)

第3条 この補助金の交付対象となる団体は、別表に掲げる渋川市内の自治会とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となるコミュニティ広場等の整備事業は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 自治会等が自主的に設置して管理及び運営を行っていること。
- (2) 広場等が、10年以上継続して使用できるような体制が整っていること。
- (3) 面積が300平方メートル以上の規模であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、コミュニティ広場等の新設及び既存のコミュニティ広場等の整備に関する経費で、以下の項目に該当するものとする。

- (1) 土地の整備に係る経費
- (2) 土地の境界等に設置するフェンスなどの経費
- (3) コミュニティ広場等の敷地内に設置するトイレ等の工事に要する

経費

- (4) コミュニティ広場等の敷地内に設置する照明灯の工事に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、当該額が100万円を超えるときは、50万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、会計年度当たり1団体1回限りとする。

4 この補助金の事業全体の補助限度額は、146万8千円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手の7日前までに、補助金交付申請書に規則第5条に掲げる書類のほか、整備を予定している広場等の現況写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付を受けた申請者が、次の各号いずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ市長に補助金等交付変更承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の50パーセントを超える変更がある場合

(2) 補助金の額に変更がある場合

(3) 補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合

2 市長は、前項の申請書が出された場合において、その内容を相当と認めるときは、申請者に補助金等交付変更承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から当該補助事業の遂行の状況について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に掲げるほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 領収書の写し又は支払いが確認できる書類の写し

(3) 整備完了後の完成写真

(4) 管理運営確認書

(補助金の交付の請求)

第12条 補助事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。